

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における 入院関係医療の範囲（例示）

肝がん・重度肝硬変 入院関係医療

【肝臓移植の取扱い】
肝臓移植を受けた場合、肝がん・重度肝硬変は一旦は治癒したと考えられます。
そのため、肝臓移植を受けた月の翌月以後は入院医療と認められません。
ただし、肝臓移植後に肝がんを再発した場合は、再発以後の月についても入院医療として認められます。

①肝がん・重度肝硬変入院医療 肝がん及び重度肝硬変の治療目的の入院と判断するための医療 (実務上の取扱い 別添3)

肝がんの例)
手術：肝切除術、肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法、血管塞栓術等
薬剤等：化学療法剤（ミリプラチン、ソラフェニブ等）
鎮痛薬（モルヒネ等）
重度肝硬変の例)
手術：食道・胃静脈瘤手術、内視鏡的胃・食道靜脈瘤結紮術等
薬剤等：肝性浮腫・腹水、難治性腹水等の病名があり、トルバズタン等を使用している場合
肝性脳症の病名があり、慢性肝障害時における脳症の改善の効能効果を有する薬剤を使用した場合

②肝がん・重度肝硬変の治療に関連する入院医療 肝がん・重度肝硬変入院医療を受けるために必要となる検査料、入院料 その他該医療に関係する入院医療で保険適用となっているもの

例) 入院基本料、血液検査、画像検査（腹部超音波、CT/MRI検査等）、
病理検査、薬剤管理料、等

③それ以外の入院医療 肝がん・重度肝硬変入院医療（①）および肝がん・重度肝硬変の治療に 関連する入院医療（②）ではない医療

例) 骨折、肺炎等、肝がん・重度肝硬変と無関係の疾患に対する医療
保険診療外の医療